

議 事 録 抄 本

令和 7 年 8 月

福崎町農業委員会

令和7年8月 農業委員会議事録抄本

日 時 : 8月20日(水) 15:00～

場 所 : 役場2階 大会議室

【出席者】・・・17名

農業委員

1番 牛尾 敏博	2番 高岡 俊一	3番 前田 泰良	4番 山本 徳雄	5番 古田 基晴
6番 田中 初美	7番 山口 金丸	8番 植岡 洋子	9番 柳田伸一郎	10番 尾崎 肇
副会長 上阪 英仁	会長 上田 隆敏	-	-	-

農地利用最適化推進委員

11番 埴岡 栄	12番 尾内 奎則	13番 大野 通利	14番 後藤 芳樹	15番 岡 幸司
-	-	-	-	-

【事務局】 山下事務局長、薮内課長補佐、和田

【欠席者】 16番 松岡 隆子

【現地調査委員】

会長 上田 隆敏	副会長 上阪 英仁
5番 古田 基晴	11番 埴岡 栄

【署名人】

2番 高岡 俊一	9番 柳田伸一郎
----------	----------

<案件>

議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可) 1件

議案第19号 農地法第3条の規定による農地等の使用貸借件設定許可申請承認について

(委員会許可) 1件

~~議案第20号 農地法第5条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について~~

~~(知事許可) 1件~~

報告第1号 公共事業の施行に伴う一時転用届出について

1件

報告第2号 農地使用貸借の合意解約通知について

1件

(議長) 【あいさつ】

それでは福崎町農業委員会8月定例会を開催します。

本日、松岡推進委員より欠席の連絡がありました。農業委員定数12人中12人出席しており、農業委員会等に関する法律第27条により、委員の過半数に達していますので、総会が有効に成立することを宣言いたします。

議事録署名人について、私が指名させていただいてよろしいでしょうか。

(一同) <異議なし>

(議長) 異議なしということで、

2番 高岡 俊一	9番 柳田伸一郎
----------	----------

委員にお願いします。議案第20号につきましては、取り下げがあったため本定例会では審議いたしません。そのため議案第18号、議案第19号の2議案、報告事項3件について審議願います。

それでは、はじめに議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第18号 農地法第3条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認について

(委員会許可)

(事務局) 16番：資料1・2ページをご覧ください。申請地は、中播衛生施設事務組合から南東約200mに位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。

この申請は、売買による所有権移転です。申請地は過去に譲受人の親族で申請があり許可が出ておりました。当時登記をしておらず許可書も紛失したということで相続人名義で登記ができないため許可の取消があり、改めて今回申請が出てきております。現地では栗の木が植わっており取得後も引き続き果樹を栽培される予定です。周辺は、集団化していないため所有権移転による地域の農業に影響があるとは考えにくく、許可要件を満たすものと考えます。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 18 号 16 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(古田委員) 16 番：現地では、栗の木が植わっており草に関しては写真よりかは繁茂していることを確認しました。
現地調査班では、畑として利用されることに関して問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 18 号 16 番について、質疑及び意見はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 18 号 16 番について、討論はありませんか。

<なし>

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 18 号 16 番について、賛成及び意見なしの方は挙手願います。

<全員挙手>

[賛成 11：反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による農地等の所有権移転許可申請承認 1 件について、原案の内容で許可することといたします。

(議 長) 次に、議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について、事務局から議案書の朗読及び説明をお願いします。

議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認について
(委員会許可)

(事務局) 17 番：資料 3 ページをご覧ください。申請地は、長池から南東約 500m に位置しています。地籍図・写真を併せてご覧ください。
この申請は、使用貸借権の設定です。借受人は親族が所有する農地で畑をされていましたが、自分自身で水稻をしたいと思っており知人を通じて申請地を借りる話がまとまり今回の申請が出てきております。水の管理や稲刈りは[]に指導をしてもらい来年度からは自身で田植え等を行う予定です。使用貸借の期間は 3 年間です。

以上です。

(議 長) 事務局からの説明が終わりました。
議案第 19 号 17 番について、現地調査済ですので現地調査班より報告願います。

(古田委員) 17 番：現地では、写真のとおり作付けされていることを確認しました。
現地調査班では、問題なしと判断しています。
よろしくご審議ください。

(議 長) 議案第 19 号 17 番について、質疑及び意見はありませんか。

〈なし〉

(議 長) ないようですので、討論・採決に移ります。
議案第 19 号 17 番について、討論はありませんか。

〈なし〉

(議 長) ないようですので、討論を打ち切り採決に移ります。
議案第 19 号 17 番について、賛成及び意見なしの方は挙手願います。

〈全員挙手〉 [賛成 11：反対 0]

(議 長) 挙手全員でございますので、議案第 19 号 農地法第 3 条の規定による農地等の使用貸借権設定許可申請承認 1 件について、原案の内容で許可することといたします。

(議 長) 続きまして、報告事項です。
事務局から説明をお願いします。

(事務局) 報告第 1 号 公共事業の施行に伴う一時転用届出について

資料 6 ページをお開きください。公共事業の施行に伴う一時転用届出がありましたことを報告します。

報告第 2 号 農地使用貸借の合意解約通知について

資料 7 ページをお開きください。使用貸借の合意解約通知が 1 件出たことを報告します。

報告第 3 号 会長専決処理規程第 2 条に基づく証明書について

資料 8 ページをお開きください。その他申出に基づく証明、農地基本台帳
原本証明を 3 件、耕作面積証明書を 1 件、計 4 件を発行したことを報告しま
す。

以上です。

(議 長) 報告事項について、質疑はありませんか。

< なし >

< 15 : 15 終了 >

○次回農業委員会開催日・・・ 9 月 22 日 (月) 15:00～

場所：役場 2 階 大会議室

署 名 人	高岡 俊一
署 名 人	柳田 伸一郎